

規程第49号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会
成年後見センター設置規程

（目的及び設置）

第1条 認知症，知的障害及び精神障害などの理由により，判断能力に支援を要する者の権利を擁護するとともに，権利が損なわれた場合に相談に応じ，住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援するため，社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に成年後見センター（以下「センター」という。）を置く。

（名称及び事務所）

第2条 センターの名称及び事務所は，次のとおりとする。

- （1）名 称 小美玉市社会福祉協議会成年後見センター
- （2）事務所 社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会内

（職員）

第3条 センターには，事業実施上必要な次の職員を置く。

- （1）管理者
- （2）その他必要な職員

（事業）

第4条 センターは，次の事業を行う。

- （1）成年後見支援事業に関すること。
 - ア 成年後見制度の普及啓発
 - イ 成年後見制度の利用支援
 - ウ 法人後見受任
 - エ 後見監督人受任
 - オ 法人任意後見受任
 - カ 法人任意後見監督人受任
- （2）日常生活自立支援事業に関すること。
- （3）くらし安心サポートに関すること。
- （4）その他必要と認める事業

2 第1項第3号の事業として次の業務を行う。

- （1）任意契約による見守り及び財産管理並びに死後事務

- 3 日常生活自立支援事業は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会が定める「茨城県の日常生活自立支援事業実施指針」に基づき実施するものとする。
- 4 事業に実施にあたっては、関係機関等と十分連携を図り、円滑な運営に努められなければならない。

（実施地域）

第5条 事業の実施区域は、小美玉市の区域内とする。

（法人後見受任審査会の設置）

- 第6条 センターに、後見事業及び監督人事業の実施にあたり、受任の可否を審査するため、法人後見受任審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- 2 審査会の運営に必要な事項は、別に定める。

（個人情報保護）

第7条 センター事業の実施にあたって取得したすべての個人情報については、本会個人情報保護規程に基づき、適正に管理保護しなければならない。

（苦情の申立）

第8条 センター事業に関する苦情の申立があったときは、本会福祉サービスに関する苦情解決制度実施規程に基づき、その解決を図るものとする。

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月2日から一部改正する。